

狛江市議会公式フェイスブックページ運用ポリシー

令和2年3月2日

(目的)

第1条 このポリシーは、狛江市議会事務局が狛江市議会公式フェイスブックページを市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック フェイスブック社 (Facebook Inc.) が運営するインターネット上のサービスで、多くの利用者が実名登録をし、日記機能及びメッセージ機能を利用して双方向のやりとりを行うものをいう。
- (2) 狛江市議会公式フェイスブックページ 市議会が発信主体となり、狛江市ソーシャルメディア活用ガイドライン (平成26年12月25日策定。以下「ガイドライン」という。) の規定により、議会事務局が運用するフェイスブックページをいう。
- (3) アカウント 狛江市議会公式フェイスブックページを運用するための利用者権限のことをいう。
- (4) ユーザー 狛江市議会公式フェイスブックページの利用者をいう。
- (5) コンテンツ 狛江市議会公式フェイスブックページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、画像等の総称をいう。
- (6) コメント 市議会が狛江市議会公式フェイスブックページに投稿した内容、写真等について、利用者により投稿された感想、意見等をいう。
- (7) いいね! 市議会が狛江市議会公式フェイスブックページに投稿した内容、写真等について、ユーザーが共感した旨を表明することをいう。
- (8) シェア 市議会が狛江市議会公式フェイスブックページに投稿した内容、写真等について、ユーザーが自己のフェイスブックページ上で共有することをいう。
- (9) 狛江市議会公式フェイスブックページ運用ポリシー フェイスブックページの運用方針及び取決めをいう。
- (10) 前各号に規定するもののほか、このポリシーにおいて使用する用語の意義は、ガイドラインの例による。

(運用管理者)

第3条 狛江市議会公式フェイスブックページの運用の適切な管理者は、狛江

市議会事務局長（以下「議会事務局長」という。）とする。

2 運用管理者の所掌事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) アカウントの登録に関すること。
- (2) 情報発信、情報管理等に関すること。
(発信管理者)

第4条 狛江市議会公式フェイスブックページの発信管理者は、議会事務局長とする。

2 発信管理者の所管事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 所管する事務事業に関する情報を発信すること。
- (2) 所管する事務事業に関するコンテンツの作成及び修正に関すること。
(アカウント)

第5条 狛江市議会公式フェイスブックページの登録内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 表示名 東京都狛江市議会
- (2) 登録メールアドレス shigigiji01@city.komae.lg.jp
- (3) その他必要な事項は、議会事務局長が別に定める。
(発信する内容)

第6条 狛江市議会公式フェイスブックページは、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) 市議会の会議及び活動並びに他議会からの視察受け入れに関する情報
- (2) 狛江市災害対策本部条例（昭和39年条例第31号）第1条に規定する狛江市災害対策本部から提供された市民に必要な災害等に関する情報
- (3) その他議会事務局長が適当と認める情報

2 議会事務局長は、情報発信した内容に誤りがあった場合は、直ちに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信するものとする。

(制限事項)

第7条 狛江市議会公式フェイスブックページを運用する上での制限事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 他のフェイスブックページ及びアカウントに対しコメントを行うこと。ただし、行政機関及び公共的機関のフェイスブックページその他議会事務局長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 狛江市公式フェイスブックページに投稿されたコメントに対して回答を行うこと。ただし、ユーザーからのコメントが間違った内容であり、他のユーザーの混乱を招く恐れがある場合等、議会事務局長が必要と認める場合は、この限りでない。

(3) 他のフェイスブックページ及びアカウントへのシェアをし、又はいいね！を行うこと。ただし、議会事務局長が必要と認める場合は、この限りでない。

(4) 特定の事業者又は個人に対する連絡手段として使用すること。
(なりすまし等の防止)

第8条 議会事務局長は、第三者による狛江市議会公式フェイスブックページのなりすまし等（以下「なりすまし等」という。）を防止するため、狛江市議会公式フェイスブックページのアカウント情報を市議会公式ホームページに常時掲載し、狛江市議会の公式アカウントであることを明示する。

2 議会事務局長は、なりすまし等を発見した場合には、直ちに市議会公式ホームページ等において、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行うものとする。

(知的財産権)

第9条 狛江市議会が狛江市議会公式フェイスブックページに掲載している情報（文書、写真等をいう。以下「狛江市議会公式フェイスブックページ掲載情報」という。）に関する知的財産権は、狛江市又は原作者に帰属するものとする。この場合において、ユーザーは、狛江市議会公式フェイスブックページ掲載情報について、私的使用のための複製、引用等著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた場合を除き、無断で複製又は引用することはできない。

(禁止事項)

第10条 ユーザーは、次の各号に掲げるコメントを狛江市議会公式フェイスブックページに投稿してはならない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 宗教上の教義を広め、信者を教化育成するもの
- (4) 政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを目的としたもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等市又は第三者の権利を侵害するもの
- (6) 人権を侵害し、又は社会的差別を助長するおそれのあるもの
- (7) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とするもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるもの
- (9) 単なる噂及び虚偽又は事実と異なる内容若しくは噂の流布を目的としたもの
- (10) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいさせる等当該個人の利益及びプライバシーを侵害するもの

- (11) 市議会、ユーザー又は第三者に対し、電子計算機等の正常な機能を阻害するコンピュータウイルス等有害なプログラム又はファイルを発信するもの
 - (12) わいせつな表現を含む不適切な内容のもの
 - (13) 前各号に掲げるコメントのほか、議会事務局長が不適切と認める情報及びこれらの内容を含むウェブページへのリンク
 - (14) フェイスブックの利用規約に違反するもの
- 2 議会事務局長は、前項各号に掲げるコメントがページに投稿されたときは、議会事務局職員をしてこれを削除させるものとする。
- (アカウントの停止又は削除)

第 11 条 議会事務局長は、フェイスブックのシステム上の問題、運用に支障を来す事態が発生する等、狛江市議会公式フェイスブックページを継続して運用することが困難な場合においては、市議会公式ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止又は削除することができる。

(遵守事項)

第 12 条 狛江市議会公式フェイスブックページの運用に当たっては、市議会が別に定めるガイドラインを遵守しなければならない。

(その他)

第 13 条 このポリシーに定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。